

平成29年度 特別認定更新等手続

更新対象者（リストに記載されています）

- ① 満22歳以上の者で、所得が130万円未満の者
- ② 60歳以上の公的年金等受給者、障害年金受給者で、所得が180万円未満の者
- ③ 平成29年4月1日に扶養手当が対象外となり、特別認定の手続きが必要となった者
- ④ 再任用（常時勤務）になった者の被扶養者

＜認定基準額＞

該 当 者	年 額	月 額
満22歳以上の者（扶養手当非対象者）	130万円未満	108,334円未満
60歳以上の公的年金等受給者 障害を事由とする公的年金等の受給者	180万円未満	150,000円未満

※ 公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などを言います。

障害年金、遺族年金、扶助料などは非課税ですが、被扶養者の認定上の収入と見なします。また、農業者年金、企業年金、生命保険契約等に基づく個人年金、貯蓄型の個人年金なども、被扶養者の認定上収入と見なします。

➡【別紙2】特別認定更新 提出書類一覧表を参考に手続きしてください。

ただし、以下の場合、更新ができないので取消の手続きをしていただきます。

- 就職先に健康保険制度がなくても、恒常に月額が108,334円以上であれば取り消しになります。
- アルバイト等で月額が一定しないときは、3カ月連続で認定基準月額以上になるとき、または認定基準年額を超えたとき取り消しになります。
- アルバイト開始より給与月額が108,334円を超える勤務形態の場合、開始日からの取り消しとなります。
- 雇用保険は、支給総額に関係なく、日額3,612円以上であれば取り消しになります。
- シルバー人材センターや有償でおこなうボランティアは、所得となりますので注意してください。

上記により取消になったときは、事実発生日まで遡及して取り消します。
組合員へ給付した給付金のほか、医療機関等での窓口負担以外の共済組合が負担した7割分についても返納していただくことになります。

➡【別紙3】特別認定取消 提出書類一覧表を参考に手続きしてください。

更新手続きをしなくてよい者

- すでに取り消しの手続きが済んでいる者

➡「特別認定被扶養者リスト」の備考欄に取消手続き済と記入して提出してください。

- 扶養手当を受けている者

➡「特別認定被扶養者リスト」の備考欄に扶養手当対象と記入して提出してください。

- 平成29年4月1日以降、新たに特別認定となり組合員被扶養者証の交付を受けた者（地方職員共済組合・警察共済組合からの平成29年4月1日付け転入者は除く。）

※ 「特別認定被扶養者リスト」に名前は記載されていません。